附則第十八条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十四条に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第十九条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十四条第四項を同条第五項とし、同項の前に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第二十条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第八条に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に一節を加える改正規定（第六十五条の二第一項及び第六十五条の十一第三項第一号に係る部分に限る。）中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（健康・医療戦略推進法の一部改正）

第二十条　健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条（見出しを含む。）中「独立行政法人日本医療研究開発機構」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改める。

第二十一条第四号中「独立行政法人日本医療研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構法」に改める。

（国会職員の配偶者同行休業に関する法律の一部改正）

第二十一条　国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第二章　内閣府関係

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第二十二条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項第五号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

（原子力基本法の一部改正）

第二十三条　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

（災害対策基本法の一部改正）

第二十四条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（国立公文書館法の一部改正）

第二十五条　国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（行政執行法人）」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十条を次のように改める。

（館長及び理事の任期等）

第十条　通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、四年とする。

2　理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度」を「毎事業年度」に、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「翌事業年度に係る通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に、「当該次の中期目標の期間」を「翌事業年度」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、内閣府」を削る。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項の表官民競争入札等監理委員会の項の次に次のように加える。

日本医療研究開発機構審議会	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）

第三十七条第三項の表独立行政法人評価委員会の項を削る。

（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正）

第二十七条　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改め、同項ただし書中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）

第二十八条　独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第四十三条第二項中「、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第四十五条中「、主務省」及び「、内閣府」を削る。

（独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部改正）

第二十九条　独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十七条」に、「第二十条」を「第十八条」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　協会は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十条第五項中「の認可を受けて、理事長」を削る。

第十三条第二項中「、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削り、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第十四条第三項中「、あらかじめ、内閣府及び農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十六条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。